

広報 北浦

第146号 (発行日) 昭和47年6月25日 (発行人) 北浦村長 勢司 治雄 (印刷所) さんゆう社印刷

北浦村の人口

昭和47年5月末日現在
 (単位・戸、人)
 世帯数 2,301(△2)
 総人口数 10,928(△1)
 男 5,234(△4)
 女 5,494(△3)
 △は減少



すてられたゴミの山

やめたいゴミの不法投棄 夏に向って、ゴミの 処理は正しく!

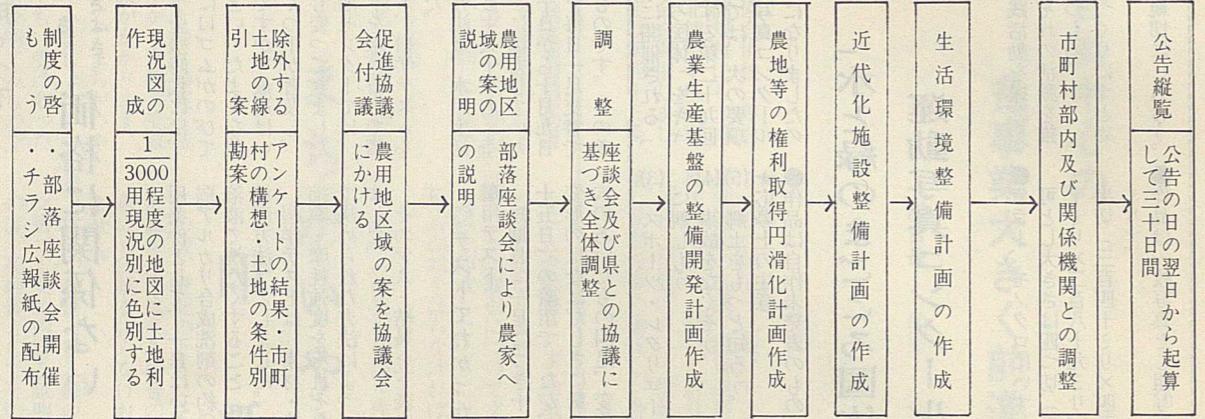
村内をひとまわりしてみると不法投棄によるゴミの山が、いたるところに見ることがで

きます。
ゴミは、美しい自然環境を破かいし、カやハエの異常発生、悪臭、汚水、または自然発火と多大な被害を与えます。

私たちの生活の中からはき出されたゴミは、不要なもので、排除されるべきものであり、完全に処理されなければなりません。それが一部の心ない人達によって、宅地、河川、山林または排水路等にむやみに投棄されていることは情ないといわなければなりません。

村でも、この防止、排途に懸命な努力を続けています。しかし、依然としてゴミの山は増加する一方です。
不要なゴミはなるべく自宅において焼却するか、穴にうめ処理して下さい。それができない場合は、週二回村内を巡回するゴミ収集車に所定の袋やきめられた方法により処理します。また、成田地内成田一長野江線中間に村指定ゴミ捨て場がありますので利用しましょう。なお、ゴミ捨て場への産業廃棄物、家庭の解体材料等のなげすては禁止されていますのでご遠慮ください。
不法投棄は法律によって厳重に罰せられることがありますので、このよつなことがないようにお互いに注意しましょう。

農業振興地域整備計画作成手順図解

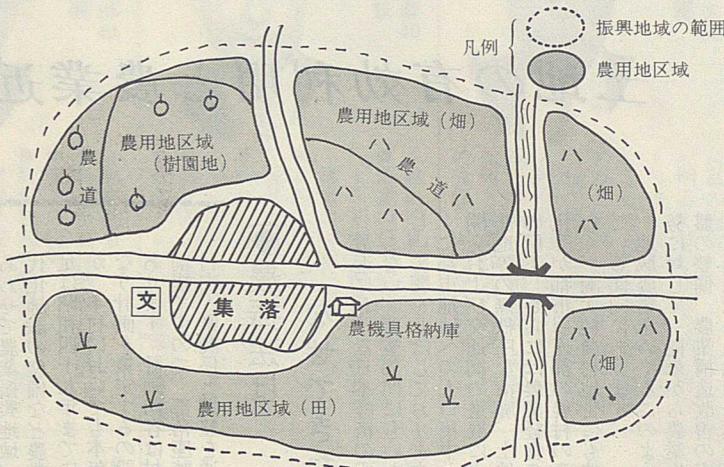


(1) 農業振興地域に限って行なう事業
 土地改良事業、第二次構造改善事業等のように、そう実施の効果が長期にわたるもので、かつその効果を發揮するには、地域全体を農業として保全するに必要な事業

(2) 農業振興地域に優先して行なう事業
 農業振興地域に事務が立入ることによる見とおしが確実な地域。十年以上にわたつて農業上の利用の高度化をはかることが必要な地区。

(3) 指定をうけなくとも行なう事業
 この地域指定は總体として農業の振興をはかることが相當な地区であるので、小規模の工場、商店・住宅・学校等の敷地・林地あるいは道路・河川等が含まれていることはさしつかえありません。

農業振興地域想定図



(2) 農業経営の近代化がはかられる見とおしが確実な地域。
 十年以上にわたつて農業上の利用の高度化をはかることが必要な地区。

〔では指定をうけるとどうのような利点があるか〕
 この制度は地域の条件に応じて規模拡大により自立經營等を適当な土地であつて、将来とも農業上の利用をはかる土地の区域を明確にし、その区域内の土地の農業上の用途区分を定めます。

農用地利用計画は農業振興地域の整備を進めていくうえで基礎的な計画事項であると共に、他の計画事項がマスター・プランとして定められるのは異なり、土地利用を直接規制すると同様な効果をもつものであるべきわめて重要な計画事項です。

(1) 農用地区域の設定
 農用地区域は、農業振興地域内で今後おおむね十年以上にわたつて農用地等として利用し、農業振興施策を総合的に実施していく必要な区域を定めるものです。

(2) 農用地区域の土地の用途区分。
 農用地区域を設定する農用地の範囲としては左記がふくまれます。

(3) 集団的な農用地および開発して農用地等として利用することが適当な土地。

右記の土地と一体的に利用、
 加農家の構成等についての考え方を示します。
 計画内容
 ★ 施設の種類とそのおおよその面積。
 ★ 受益農家戸数および受益農地面積。

(4) 30日間 公告総覽
 村は、農業振興計画を定めようとすることは、その旨を公表します。
 とくに農用地利用計画については、公告の日から三十日間総覽し、各関係権利者に計画の内容を周知徹底させる必要があります。

は、当該地域の誘導方針に即して規模拡大により自立經營等を目標とする者に移動が円滑に行ないうるよう配慮すること。

農業生産基盤の整備開発計画
 カんがい排水施設・農業用道路等の整備・区画整理・農用地の造成などの事業計画を定めます。

〔作成基準〕
 原則として、(1)で定められた農用地区域のみを対象とし、それぞれの農業上の用途区分に即して計画する。

当該地域の農業生産技術に照して、妥当なものであること。

農業経営の合理化の視点から各種事業の効果が総合的に發揮されるよう構成されたものであること。

農用地区域のみを対象とし、それぞれの農業上の用途区分に即して計画する。

農業生産、農畜産物の加工流通等に必要な大規模な共同利用施設の整備計画をなします。

ますそのため、農業生産体制の方向づけを行ないます。

(1) 農業生産行程の機能分担について考え方を明らかにします。

(2) 生産技術の導入方法、農家組織の形、作業内容、規模、参

農業生産、農畜産物の加工流通等に必要な大規模な共同利用施設の整備計画をなします。

ますそのため、農業生産体制の方向づけを行ないます。

(1) 農業生産行程の機能分担について考え方を明らかにします。

(2) 生産技術の導入方法、農家組織の形、作業内容、規模、参

農村の振興をはかるためには、農業生産面の整備のみではなく、生活環境の整備についてもとくに力を入れる必要があります。

(1) 道路ならびに交通施設整備計画および供給処理施設等の整理計画。
 (2) 社会・教育・文化・医療および厚生施設等の整備計画。

とくにこの生活環境計画については、新しい農村づくりとして田

指定と同時に整備計画

農用地利用計画 農地等の権利取得円滑化計画

(1) 農業振興地域に限つて行なう事業
 土地改良事業、第二次構造改善事業等のように、そう実施の効果が長期にわたるもので、かつその効果を發揮するには、地域全体を農業として保全するに必要な事業

(2) 農業振興地域に優先して行なう事業
 農業振興地域に事務が立入ることによる見とおしが確実な地域。

(3) 指定をうけなくとも行なう事業
 農業近代化資金の貸付、農業改良資金の貸付等個々の農家が対象で、事業の効果が短期間で地域の農業条件整備という性格のうすい事業。

災害防止、災害復旧および病害虫予防のよう、現在行なわれている農業生産の条件を維持する事業。

開発、整備および保全することが必要な土地。

◎ 農業の振興をはかるため、採草または放牧地として利用する必要があり、かつこの利用によつて林業終営に支障のない土地。

なお、農用地区域の設定は、農業外の土地利用とも十分調整して定める必要があります。

農地等の権利取得円滑化計画
 農業振興の方向に即して、自立經營またはこれに準じる協業経営の育成を目標として、経営形態別に育成すべき家族経営等の規模を明瞭化します。また、あつせんによって農地等を取得させる者の資格要件、あつせんの優先順位等の基本的な考え方を明らかにします。

経営規模の拡大、農地の集団化がはかられるよう権利の取得を円滑化するための誘導方針を定めます。したがつて、農業委員会が土地に関する権利の設定、移転のあるままで、農業地域を設定する農用地の範囲としては左記がふくまれます。

◎ 農業振興策を総合的に実施していくために必要な区域を定めるものです。

農用地区域を設定する農用地の範囲としては左記がふくまれます。

● あつせん活動の対象範囲は、原則として農用地区域の土地を定めます。

● あつせん活動の基本的考え方として、農用地等として利用することが適当な土地。

農村の振興をはかるためには、農業生産面の整備のみではなく、生活環境の整備についてもとくに力を入れる必要があります。

(1) 道路ならびに交通施設整備計画および供給処理施設等の整理計画。
 (2) 社会・教育・文化・医療および厚生施設等の整備計画。

とくにこの生活環境計画については、新しい農村づくりとして田

しあわせな家庭づくり

父と母の問題について

しあわせな家庭は、まず何でも話し合える一家をつくること。お父さん、お母さんはその上手な司会役と教師役に

このごろ、よく「子ども中心の家庭」などと言われています。これは現代の家庭のある一面をあらわしていると言えますが、そうした家庭がつくられるにしても、そこには父と母の家庭における方が大きく影響していると言えます。

いすれにしろ、家庭においてもつとも大きな影響を持つているのは、当然のことながら父と母であると言えます。子どもたちは、父と母から人間的な言動を学び、成長して行きます。まさに家庭は、人間にとって最初の学校であるわけです。

家庭が最初の学校だとすると、父と母はさだめし子どもたちにとつては最初の教師だといえます。



婚姻届は早めに

婚姻は夫婦になろうという男女の約束がもとにになります。この男女の約束だけでは婚姻は成立しません。この約束が役場に届けられてしまふと、はじめて正式の婚姻となります。

婚姻の届け出をしなければ、いつもまでたつても正式の夫婦になれないのであります。内縁関係のため不幸なことがおこつてくことは皆さんもよくご存知でしょう。たとえば、夫婦の一方が死亡しますと、他の一方は財産を相続することができますが、まだ婚姻届をだしていない、いわゆる内縁の夫婦の一方が死亡しても、他の方は相続権がありません。

男女二人で苦労して財産をつくり、その財産は男の名義になつている場合、女の方は事実上妻でありながらその男の方が急に死なつたときは、婚姻届をしていなかないのです。

そのほか、婚姻届をしなかつたり、届出がおくられたため、夫婦關係や親子關係などについていろいろ問題がおこることがあります。

逆に悪い教師のもとで生活する子どもはそれだけ悪い影響を受けるかも知れません。争いが絶えないような家庭をつくってしまうとすれば父と母は決していい教師にはならないし、その家庭のなかの歪みや暗さは子どもに決していい影響は与えないでしょう。

そして、子どもは父や母が思う以上に、よくその姿を見ていて、怒つたり甘やかしたりするだけではありません。子どもが父と母に期待するのは、まさに人生の教師としての親なのです。

老齢福祉年金

年額三万九千六百円

国民年金がまた改善されました。この改善は福祉年金

が中心です。提出年金（老齢は除く）は10%年金額が引上げられました。

■主な改善内容

福祉年金

年金額の引上げ（昭和47年10月から）

	現在の年額	改正後の年額
老齢福祉年金	27,600円	39,600円
障害福祉年金	40,800円	60,000円
母子（準母子）福祉年金	34,800円	51,600円

所得制限の緩和（昭和47年5月から）

(1) 本人所得制限

- 老齢・障害 35万円→県民税の非課税限度額
- 母子・準母子 180万円→209万円
- 扶養親族数の加算 12万円→12万5千円~13万5千円

(2) 配偶者、扶養義務者、所得制限

- 扶養親族5人の場合 180万円→250万円

恩給等との併給制限の緩和（昭和47年10月から）

- 戦争公務 満尉→中尉以下全額併給
- 普通扶助料 福祉年金相当額→6万円